H30.4.1

平成30年度科研費執行における、昨年度からの変更点

【物品費】

本学での設備備品の取扱が、平成30年4月1日より変わります。

 物品の種類及び定義〔用度課物品取扱細則(抜粋)〕

・機械とは：電気又は人力によって作動し、その操作及び構造が比較的複雑のもので、耐

用年数1年以上で、1個又は1組の価格が10万円以上の物。

・器具とは：その性状を変えることなく、耐用年数1年以上で、1個又は1組の価格が10万円以上の用具。

・什器備品とは：性質形状を変えないで反復作用に耐え、損傷の修理が可能で、耐用年数

1年以上で、1個又は1組の価格が10万円以上の物。

【人件費】

アルバイト職員の時間給が以下の通りとなります。また、交通費の支給についても、大学の支給基準により、希望により支給が可能となります。（自宅から勤務地までの距離が2KM以上の場合、学部・院生等については夏期等休業期間を除く）

